

令和5年5月24日  
海事局安全政策課  
海上保安庁交通部

## 国際海事機関（IMO）第10回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会 （NCSR 10）開催結果概要

令和5年5月10日から19日まで、国際海事機関（IMO）の第10回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会<sup>※1</sup>が開催されました。

今次会合では、VHFデータ交換システム（VDES）の導入や、水先人の乗下船装置にかかる基準改正の審議が行われました。

### 1. VHFデータ交換システム（VDES）の導入

VDESは、我が国が世界市場で高いシェアを有する「船舶自動識別装置（AIS）」の上位互換となる航海機器であり、双方向通信可能な特性を活かした航行の安全性向上が期待できます。

今次会合では、VDESをSOLAS（海上人命安全）条約上の航海機器と位置付け、その受信機の性能基準等を検討するための会期間通信部会<sup>※2</sup>を、日本をとりまとめとして設置することが合意されました。

### 2. 水先人の乗下船装置にかかる基準改正

水先人の乗下船装置について、保守管理やその設置が適切に行われていなかったことに起因する転落事故が発生していることから、SOLAS条約において新たに保守管理要件の追加、設置基準や性能基準を見直すための検討が行われました。

当該検討においては、我が国から水先人だけでなく船員、設備製造者等関係者が多岐にわたることから、会期間通信部会<sup>※2</sup>を設置して検討することを主張し、これが合意されました。

※1 船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、搜索救助に関する国際的指針等について検討を行う小委員会

※2 会合が開催されていない間、メールベースで審議を行うグループ

その他の審議事項は別紙を参照ください。



【問い合わせ先】（全般、2. 関係）国土交通省海事局安全政策課 井原

代表：03-5253-8111（内線 43-562），直通：03-5253-8631

（1. 関係）海上保安庁交通部企画課 野口

代表：03-3591-6361（内線 68-02），直通：03-3591-5650

# 国際海事機関（IMO）第10回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会

## （NCSR 10）の主な結果概要

### 1. 船舶の航路計画の標準的なデジタル交換を促進するための電子海図表示情報装置（ECDIS）性能基準の改訂

2022年4月に開催された第105回海上安全委員会（MSC 105）において、欧州諸国等が提案した文書MSC 104/15/7による、航路計画の標準的なデジタル交換の促進のための電子海図表示情報装置（ECDIS）性能基準（決議MSC. 232(82)）の改訂に係る新規作業計画が合意されておりました。

今次会合では、性能基準の改訂案について審議が行われ、

- ・航路計画の交換は、港湾等の陸上関係者—船間でのものに限ること
- ・交換された航路計画は、船長による航海計画の立案を束縛するものではなく、あくまで船長の判断のための参考情報として扱われるものであること

を踏まえた修正を実施の上でこれが承認されました。改訂案は、今後海上安全委員会において採択され、2026年1月より適用される見込みです。

### 2. 2024年1月1日の発効が予定されているGMDSS近代化のためのSOLAS条約附属書改正への対応

全世界的な海上遭難・安全システム GMDSS（Global Maritime Distress and Safety System）は、30年以上前の技術を前提に構築され、これまで大きな見直しが行われていなかったため、MSC 105において、GMDSS近代化のためのSOLAS条約附属書改正案及び関連するGMDSS設備の性能基準が採択され、2024年1月1日に発効することとなっています。

しかしながら、今次会合において国際電気標準会議（IEC）及び国際海上通信委員会（CIRM）から、VHF無線設備、MF・MF/HF無線設備について、主管庁がこれら設備の性能基準である決議MSC. 511(105)及び決議MSC. 512(105)に定められた要件を満たしていることを確認するための試験規格であるIEC 61097-7及びIEC 61097-9の策定が2024年1月1日には間に合わない見込み（※）であることが報告されました。

※IEC 61097-7及びIEC 61097-9の発行目処は、2026年

このため、2024年1月1日以降も、現行の性能基準に基づく無線設備も許容するための回章を作成することについて、審議が行われました。

我が国は、IEC・CIRMの報告に対し、

- ①主管庁における型式基準の策定、同基準に基づく試験の実施、及び無線設備

製作者における大量生産と市場への供給には、試験規格の発行から1、2年の期間が必要となること

②インマルサットCの性能基準（MSC.513(105)）を確認するための試験規格であるIEC 61097-4の策定が遅れていること

を指摘しました。審議の結果、我が国の意見を踏まえ、2024年1月1日以降新たに設置される以下の設備について、2028年1月1日までの間、現行の性能基準に基づいたものとするを許容する回章案が最終化されました。

- ・VHF無線設備
- ・MF・MF/HF無線設備
- ・インマルサットC

今後、当該回章案は、緊急の案件として5月31日から開催される第107回海上安全委員会（MSC 107）で審議される見込みです。

また、無線設備の設備要件や船上での配置要件に関する運用ガイダンスである*SOLAS 船における無線設備に関するGMDSS要件の調和*(COMSAR.1/Circ.32/Rev.1)について、改正後のSOLAS条約附属書第IV章の規定と不整合があり、必要数以上のMF無線設備を搭載する必要がある等の誤読を生む可能性があったことから、我が国より修正をする案を提出していました。審議の結果、我が国による修正案を踏まえた修正が行われ、事務局より発行されることとなりました。

以上